

「立命館大学教職員の行動指針」

立命館大学は、「立命館憲章」のもと、国際水準の教育・研究の推進、創造的で人間性豊かな人材育成、地域、社会、人類の幸福への貢献を目的に教育・研究に取り組みます。

この目的を遂行するため、私たち教職員は高等教育・研究に携わる者としての社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、誠実かつ公正に職務を遂行し、高い倫理性と社会的良識に則って行動します。

1. 人権の尊重

私たちは、学生・院生、本学で働く全ての教職員、および職務の遂行上かかわる全ての人の基本的人権、人格、価値観、プライバシーを尊重します。

私たちは、暴力行為、ハラスメント、差別的言動などを行わず、これらの行為に対しては厳正に対処します。

2. コンプライアンスの取組み

私たちは、法令を遵守するとともに法令の基本的理念を尊重し、また社会の倫理規範に則って行動します。

3. 学生・院生に対して

私たちは、学生・院生の信頼に応え、学生・院生の学習する権利を擁護し、また「知の共同体」の構成員として尊重し、お互いの能力を十分発揮することのできる学びの環境を醸成することに努めます。

私たちは、公私の区別を明確にし、教育に携わる者として品位をもって行動します。

4. 同僚に対して

私たちは、本学で働く全ての教職員の固有の職務を理解し、敬意をもって接し、その人格を尊重します。

5. 地域・社会に対して

私たちは、地域社会から大きな支援を受けていることを深く自覚し、地域社会との交流や積極的な協力を通じて、地域社会の発展に貢献します。

私たちは、世界の諸国・諸地域と積極的に交流を図り、成果の発信を通じて、国際的相互理解を深めます。

以上